○環境省告示第七十五号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき、環境大臣が定める方法を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年七月二十九日

環境大臣　大塚　珠代

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項に基づき環境大臣が定める方法は、次に掲げるポリ塩化ビフェニル廃棄物又はポリ塩化ビフェニル使用製品の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によるものとする。

一　金属くず、ガラスくず、陶磁器くず若しくはコンクリートくず又は金属、ガラス、陶磁器若しくはコンクリート（以下「金属くず等」という。）　別表第一の第一又は第二に定める方法

二　前号に掲げるもの以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品　別表第二の第一に定める方法

別表第一（第一号関係）

第一　表面拭き取り試験法

(1)　試薬（ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）の分析に妨害を生じないものに限る。）

ア　ヘキサン

イ　硫酸ナトリウム（無水）

ウ　脱脂綿

エ　ガラス繊維

(2)　器具及び装置（試薬とともに空試験を行い、ＰＣＢの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。）

ア　超音波洗浄器

イ　濃縮器（ロータリーエバポレーター又はクデルナダニッシュ濃縮器）

ウ　ビーカー

エ　漏斗

オ　フラスコ

カ　ピンセット

キ　ピペット

ク　メスフラスコ

(3)　試験操作

ア　試料の採取

ヘキサンを染み込ませた脱脂綿等により、金属くず等の表面の２ヶ所以上から合計100㎠以上を拭き取る。

イ　抽出

(ｱ)　ビーカーにアで得られた脱脂綿等を入れ、更にヘキサンを脱脂綿等の10倍容程度加え、超音波洗浄器を用いて10分から15分抽出する。

(ｲ)　ガラス繊維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。

(ｳ)　漏斗に残った脱脂綿等はビーカーに戻し、(ｱ)から(ｲ)の操作をさらに１回行い、得られたろ液を(ｲ)の操作で得られたろ液と混ぜる。

(ｴ)　ビーカーの内容物を適量のヘキサンで３回洗い、洗浄液をろ過して、(ｳ)の操作で得られたろ液と混ぜる。

(ｵ)　ガラス繊維を敷いた上に硫酸ナトリウム（無水）を充填した漏斗を用いて、(ｴ)の操作で得られた抽出液を脱水後、濃縮器で当該抽出液の濃縮後の容量を100㎖以下とすることを基本として濃縮し、必要に応じて更に濃縮する。

(ｶ)　(ｵ)の操作で得られた試料をメスフラスコに移し入れて、(ｵ)の濃縮量を考慮して適量に定容し、試料溶液とする。

ウ　前処理及び測定

イ(ｶ)の操作で得られた試料溶液について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第三条及び第六条の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成28年環境省告示第74号。以下「検定方法告示」という。）によって、前処理及び測定を行う。

(4)　判定

(3)で求めた金属くず等へのＰＣＢの付着量が１mg／100㎠超であること。

第二　表面抽出試験法

(1)　試薬（ＰＣＢの分析に妨害を生じないものに限る。）

ア　ヘキサン

イ　硫酸ナトリウム（無水）

ウ　ガラス繊維

(2)　器具及び装置（試薬とともに空試験を行い、ＰＣＢの分析に影響を及ぼす妨害成分を含まないことが確認されたものに限る。）

ア　超音波洗浄器

イ　濃縮器（ロータリーエバポレーター又はクデルナダニッシュ濃縮器）

ウ　ビーカー

エ　漏斗

オ　フラスコ

カ　ピペット

キ　メスフラスコ

ク　蒸発容器

(3)　試験操作

ア　試料の採取

(ｱ)　試料を日本工業規格Ｋ0060に定める方法に準じてサンプリングし、１kg程度を採取する。

(ｲ)　採取した試料を適宜粉砕又は細断し、50ｇ程度を秤量し、試験試料とする。

イ　抽出

(ｱ)　ビーカーにア(ｲ)で得られた試験試料を入れ、更にヘキサンを試験試料の10倍容（100㎖程度）加え、超音波洗浄器を用いて10分から15分抽出する。

(ｲ)　ガラス繊維を敷いた漏斗でろ過し、ろ液を別のフラスコに入れる。

(ｳ)　漏斗に残った試験試料はビーカーに戻し、(ｱ)から(ｲ)の操作をさらに１回行い、得られたろ液を(ｲ)の操作で得られたろ液と混ぜる。

(ｴ)　ビーカーの内容物を適量のヘキサンで３回洗い、洗浄液をろ過して(ｳ)の操作で得られたろ液と混ぜる。

(ｵ)　ガラス繊維を敷いた上に硫酸ナトリウム（無水）を充填した漏斗を用いて、(ｴ)の操作で得られた抽出液を脱水後、濃縮器で当該抽出液の濃縮後の容量を100㎖以下とすることを基本として濃縮し、必要に応じて更に濃縮する。

(ｶ)　(ｵ)の操作で得られた試料をメスフラスコに移し入れて、(ｵ)の濃縮量を考慮して適量に定容し、試料溶液とする。

ウ　前処理及び測定

イ(ｶ)の操作で得られた試料溶液を十分に均一化した後、ＰＣＢ測定用に分取し、検定方法告示によって、前処理及び測定を行う。試料溶液の残りは、エの付着物量（油分等）の測定に供する。

エ　付着物量（油分等）の測定

(ｱ)　ウの残りの試料溶液の量を測定し、蒸発容器に入れる。

(ｲ)　水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表14（ｎ－ヘキサン抽出物質の測定方法）に準拠して、付着物量を測定する。